

広島地方裁判所平成28年(ワ)第289号等

伊方原発運転差止等請求事件

## 判 決 要 旨

伊方原子力発電所の発電用原子炉3号機(本件3号機)は平成23年4月に定期検査に入ると同時に運転を停止したが、本件3号機を設置する被告は、平成25年7月、原子力規制委員会に対し本件3号機に関して再稼働申請をし、原子力規制委員会は、東北地方太平洋沖地震後に生じた福島原発事故を踏まえて制定等された新規制基準に適合している等として原子炉等規制法43条の3の8第1項の原子炉設置変更許可等の再稼働許可をし、本件3号機は平成28年9月以降、通常運転を再開した。本件は、原告らが、本件3号機等の運転によって原告らの生命、身体、健康等に対する危険が生じているとして、本件3号機等の設置者である被告に対し、その運転の差止めを求めるとともに、原告らに対する損害賠償を請求する事案である。

当裁判所は、原告らの「伊方原子力発電所の発電用原子炉の運転により原告らの生命、身体、健康等に具体的な危険が生じていることを理由とする差止請求・損害賠償請求」には理由がなく、これを棄却すべきであると判断する。その理由の要旨は次のとおりである。

### 1 発電用原子炉差止等請求訴訟における判断枠組み

人格権(生命、身体、健康等に係る権利)侵害を理由とする差止請求・損害賠償請求訴訟においては、原則として、原告に、その生命、身体、健康等を侵害する具体的な危険が存在することについての主張立証責任があるというべきである。しかしながら、発電用原子炉の運転に係る安全性が確保されず、同原子炉から周辺環境に放射性物質が大量放出されるという原発事故が発生した場合には、当該原子炉設置場所の周辺住民等の生命、身体、健康等に重大な危害が生じることは明らかであるから、発電用原子炉の運転差止等請求訴訟においては、まずは、被

告である原子力事業者が、自然災害事象、人為的事象、設備不備・人為的ミス等の事象等に対して発電用原子炉の運転に係る安全性が確保されていることについて、主張立証すべきであり、この主張立証がなされないときは、発電用原子炉の運転が安全性を欠き、原告の生命、身体、健康等を侵害する具体的危険が存在することになるというべきである。

ところで、科学技術を利用した各種の機器、装置等の稼働に関しては、常に何等かの程度の事故発生の危険性を伴うところ、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合又はその危険性の程度が人間によって管理できると考えられる場合には、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさととの比較考量の上で、これを安全なものとして利用することが社会的に許容されているといえる。そして、我が国は、福島原発事故を踏まえ、発電用原子炉の運転により原子力発電を行うことについて社会的に許容される程度の安全性を確保すべく、科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断基準としての新規制基準を制定等し、同基準に適合しなければ原子力事業者の発電用原子炉の運転を許さないものとした。そうすると、原子力規制委員会が、原子力事業者の申請の内容等が新規制基準に適合していると確認・判断してこれを許認可している場合には、社会的に許容される程度の安全性が確保されていることが推認されるというべきである。

そして、上記許認可がされてもなお安全性が確保されたということとはできないと原告が主張する場合には、原子力規制委員会が策定した新規制基準が現在の科学的、専門技術的知見に照らして合理性を欠くこと、発電用原子炉の運転が新規制基準の設定する安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことなどの理由により、その運転が安全性を欠き、原告の生命、身体、健康等を侵害する具体的危険が存在することについて、すなわち上記の安全性の確保の推認が覆されることについて、原告が主張すべきである。

## 2 原告らが指摘する事象に関する安全性確保に関する検討

被告は本件 3 号機の再稼働申請を行い、原子力規制委員会は本件 3 号機に関しては新規制基準に適合していることを確認したなどとして、本件 3 号機の再稼働許可をした。

原告らは、新規制基準が想定する事象のうち原告らの生命、身体、健康等を侵害する具体的危険を生じさせる事象として、自然現象（地震、津波、火山噴火、地すべり、水蒸気爆発）、人為事象（故意によらないものとして航空機落下、故意によるものとしてテロリズムによる攻撃）、その他の事象（各種設備等の不備等や各種設備等に関する人為的ミス等による、当該設備等の安全機能の不発動）を挙げ、被告はこれらの事象に関して過少評価を行っており、また、原子力規制委員会は、これらの事象に関する現在の科学的、専門技術的知見に照らして合理性を欠いた新規制基準を制定するか、新規制基準に適合しているとの審査判断について合理性を欠いているかしており、その結果、上記各事象について原告らの生命、身体、健康等を侵害する具体的危険が生じている旨主張している。しかしながら、被告が各事象に関して過少評価を行っているということはず、また、新規制基準の内容が合理性を欠く、あるいは、新規制基準に適合しているとの審査判断が合理性を欠くということはず、その結果、原告らの主張する事象について原告らの生命、身体、健康等を侵害する具体的危険が生じているということはずできない。したがって、原告らの請求に理由があるということはずできないから、原告らの請求をいずれも棄却する。

以上